

○総務省令第四十八号

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十五日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	第六号様式、第六号様式(その2)又は第六号様式(その3)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	〔略〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式、第六号の三様式(その2)又は第六号の三様式(その3)(第六号様式別表四の三)
〔四〕(八) 略	〔略〕

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	〔同上〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
〔四〕(八) 同上	〔同上〕

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式、第六号様式(その2)又は第六号様式(その3)(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二条の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式、第六号の三様式(その2)又は第六号の三様式(その3)

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二条の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)

〔三〕略

〔略〕

〔2・3 略〕
(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書)	第六号様式、第六号様式(その2)又は第六号様式(その3)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	〔略〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれに係る同条第三十四項の申告書)	第六号の三様式、第六号の三様式(その2)又は第六号の三様式(その3)(第六号様式別表四の三)
〔四〕七 略	〔略〕

〔2・3 略〕

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 略〕

第六号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 略〕

第六号様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が反決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る反決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

〔2～13 略〕

14 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額」又は

〔三〕同上

〔同上〕

〔2・3 同上〕
(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	〔同上〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれに係る同条第三十四項の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
〔四〕七 同上	〔同上〕

〔2・3 同上〕

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 同上〕

第六号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 同上〕

第六号様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。)が反決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る反決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

〔2～13 同左〕

14 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額」又は

「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

[15～24 略]

第六号様式(ヤシ2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第五条・第十条(二)関係)

〔様式 略〕

第六号様式(ヤシ2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条(二)関係)

〔様式 略〕

第六号様式(その2) 記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づき中間申告、確定した決算に基づき確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づき中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

[2～13 略]

14 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑩」又は「資本金等の額総額⑩」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

[15～24 略]

第六号様式(ヤシ2) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第五条・第十条(二)関係)

〔様式 別紙1 挿入〕

第六号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第十条(二)関係)

〔様式 略〕

第六号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条(二)関係)

〔様式 略〕

第六号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第6号様式

「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

[15～24 同左]

第六号様式(ヤシ2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第五条・第十条(二)関係)

〔様式 同1〕

第六号様式(ヤシ2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条(二)関係)

〔様式 同1〕

第六号様式(その2) 記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。)が仮決算に基づき中間申告、確定した決算に基づき確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づき中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

[2～13 同左]

14 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑩」又は「資本金等の額総額⑩」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

[15～24 同左]

第六号様式(ヤシ2) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第十条(二)関係)

〔様式 同1〕

第六号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・ヤシ2色) (第三条・第十条(二)関係)

〔様式 同1〕

第六号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条(二)関係)

〔様式 同1〕

第六号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第6号様式

、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

【2～6 略】

7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。)がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内を開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

【8 略】

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

【10～12 略】

第六号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の二関係)

【様式 略】

第六号様式別表1の2(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の二関係)

【様式 略】

又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

【2～6 同左】

7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額(法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額)を記載すること。

【新設】

【8 同左】

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(8)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(9)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(8)付表)の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(9)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

【10～12 同左】

第六号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の二関係)

【様式 同17】

第六号様式別表1の2(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の二関係)

【様式 同17】

第6号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～4 略]

第6号様式別表1の3(課田田) (田課日本産業規程第44・45条) (課三條・第十條の二(課
送)

[課六 條]

第6号様式別表1の3(入力用) (用課日本産業規程第44・45条) (課三條・第十條の二(課
送)

[課六 條]

第6号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人)に限り、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人を除く。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～8 略]

第6号様式別表2記載要領

[課六 條]

第6号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(法第53条第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度(法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下この記載要領において「新たな事業」という。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始し

第6号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

[2～4 同左]

第6号様式別表1の3(課田田) (田課日本産業規程第44・45条) (課三條・第十條の二(課
送)

[課六 條]

第6号様式別表1の3(入力用) (用課日本産業規程第44・45条) (課三條・第十條の二(課
送)

[課六 條]

第6号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人)に限り、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人を除く。)が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

[2～8 同左]

第6号様式別表2記載要領

[課六 條]

第6号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(法第53条第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度(法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下この記載要領において「新たな事業」という。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する

た日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。

[2～4 略]

様式別表2の2記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

[2～4 略]

様式別表2の3記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

[2～5 略]

様式別表2の4記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の4記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「当初配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額を控除した金額（当該金額

事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。

[2～4 同左]

様式別表2の2記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

[2～4 同左]

様式別表2の3記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

[2～5 同左]

様式別表2の4記載要領

[様式 監]

第6号様式別表2の4記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合には、この申告前同欄の金額）を記載すること。

[新設]

が響を下回る場合には、響)に、「非特定損算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

【3～5 略】

様式別表第11の5(田塚ロ本連業要領(イ)) (様式別表第10の5(田塚ロ本連業要領(イ)))

【様式別表第11の5】

第6号様式別表2の5記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第80条第5項に規定する中間期間をいう。)(法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。))又は当該連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の前10年以内に開始した事業年度(令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。))において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度(令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。))において生じた控除対象個別帰属還付税額(令和2年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式(第6号様式(その2))又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式(第6号様式(その2))又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(1)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ウ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

【3～5 同左】

様式別表第11の5(田塚ロ本連業要領(イ)) (様式別表第10の5(田塚ロ本連業要領(イ)))

【様式別表第11の5】

第6号様式別表2の5記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第80条第5項に規定する中間期間をいう。)(法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。))又は当該連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の前10年以内に開始した事業年度(令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。))において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(法第53条第23項第2号又は令和2年旧法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。))、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(法第53条第23項第3号又は令和2年旧法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。))、及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度(令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。))において生じた控除対象個別帰属還付税額(令和2年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(1)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ウ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

[2～4 略]

第六号様式別表二の八(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

【様式 略】

第六号様式別表2の8記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式(第6号様式(その2))又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2・3 略]

第六号様式別表三(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

【様式 略】

第六号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式(第6号様式(その2))若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。

第六号様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト色) (第五茶関係)

【様式 別表三「挿入」】

第六号様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト色) (第五茶関係)

【様式 略】

第六号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67

[2～4 同左]

第六号様式別表二の八(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

【様式 同左】

第六号様式別表2の8記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式(第6号様式(その2))又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2・3 同左]

第六号様式別表三(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

【様式 同左】

第六号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付すること。

第六号様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト色) (第五茶関係)

【様式 別表三「挿入」】

第六号様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヤマト色) (第五茶関係)

【様式 同左】

第六号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67

条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式（第6号様式（その2））又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 略]

第1号
「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
第4号
「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
第4号
となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつてはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限る。）にあつては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第3号イに掲げる法人に限る。）にあつてはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

[6・7 略]

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑨」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の各欄は記載しないこと。

[9・10 略]

第六号様式別表五の二（提出用）（田塚日本産業規格A4・ローズ色）（第五号関連）
「繰越欠損金額等」欄へ「」

第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 同左]

第1号
「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
第3号
「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
第3号
となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつてはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限る。）にあつては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

[6・7 同左]

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑨」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の各欄は記載しないこと。

[9・10 同左]

第六号様式別表五の二（提出用）（田塚日本産業規格A4・ローズ色）（第五号関連）
「繰越欠損金額等」欄へ「」

【様式別紙七 挿入】

第6号様式別表5の2記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

【2 略】

3 第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号
となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たつては、次によること。

【(1)～(6) 略】

(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（2）付表1）の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。

【(8) 略】

【6 略】

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」から「社⑫」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領に

【様式別紙六 挿入】

第6号様式別表5の2記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【2 同左】

3 第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第3号
となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たつては、次によること。

【(1)～(6) 同左】

(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（2）付表1）の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。

【(8) 同左】

【6 同左】

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」から「社⑫」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領に

きは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計②」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。

(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合

(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合

(3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合

第6号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表九 挿入】

第6号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 留】

第6号様式別表5の2の2記載要領

1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 略】

3 「第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額

において同じ。)を記載し、「計②」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合

(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

【新設】

(3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

第6号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表八 挿入】

第6号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 留】

第6号様式別表5の2の2記載要領

1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 同左】

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれ

等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

【5・6 略】

第六号様式別表五の二(三) (提出用) (用紙日本国業報様式4・ローズ用) (第五号題送)

【第六号様式別表五の二(三)】

第六号様式別表五の二(三) (入力用) (用紙日本国業報様式4・ローズ用) (第五号題送)

【総括 略】

第六号様式別表五の二の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで若しくは第17項、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 略】

3 次に掲げる場合には、当該該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号)に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業(同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額」と、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号

の事業ごとに提出すること。

【5・6 同左】

第六号様式別表五の二(三) (提出用) (用紙日本国業報様式4・ローズ用) (第五号題送)

【第六号様式別表五の二(三)】

第六号様式別表五の二(三) (入力用) (用紙日本国業報様式4・ローズ用) (第五号題送)

【総括 同左】

第六号様式別表五の二の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 同左】

3 次に掲げる場合には、当該該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号及び第3号)に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業(同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額」と、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業とを併せて行う

に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】
【8～10 略】

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別紙十三 挿入〕

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 略〕

法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】
【8～10 同左】

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別紙十二 挿入〕

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 同左〕

第6号様式別表5の3記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

- 第1号
 「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
 第4号
 〕 となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 略〕

様式別表五の3(三)(1) (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別紙十五 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

〔1 略〕

- 第1号
 「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
 第4号
 〕 となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

様式別表五の3(四) (用紙日本産業規格△4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十七 挿入〕

第6号様式別表五の四(入力用) (用紙日本産業規格△4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 塗〕

第6号様式別表5の4記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に

第6号様式別表5の3記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

- 第1号
 「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
 第3号
 〕 となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 同左〕

様式別表五の3(三)(1) (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別紙十四 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

〔1 同左〕

- 第1号
 「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」
 第3号
 〕 となつている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

様式別表五の3(四) (用紙日本産業規格△4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十六 挿入〕

第6号様式別表五の四(入力用) (用紙日本産業規格△4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 同左〕

第6号様式別表5の4記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

「第1号」
〔法第72条の2第1項第3号に掲げる事業〕
第4号
〕となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 略〕

様式別表五の五（銀出田）（田銀日本産業規格△4・ローズ色）（第五條関係）

〔様式別表五の五（入力用）〕

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五條関係）

〔様式別表五〕

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

「第1号」
〔法第72条の2第1項第3号に掲げる事業〕
第4号
〕となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 略〕

様式別表五の五（銀出田）（田銀日本産業規格△4）（第五條関係）

〔様式別表五の五（入力用）〕

第6号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条及び第5条の規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の

と。

〔2 同左〕

「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」
第3号
〕となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 同左〕

様式別表五の五（銀出田）（田銀日本産業規格△4・ローズ色）（第五條関係）

〔様式別表五の五（入力用）〕

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五條関係）

〔様式別表五〕

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」
第3号
〕となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔5 同左〕

様式別表五の五（銀出田）（田銀日本産業規格△4）（第五條関係）

〔様式別表五の五（入力用）〕

第6号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第16項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に

一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑩」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和4年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑩」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑯」までの各欄、連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和4年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与を受けける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受けける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和2年旧措置法施行令」という。）第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前

においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 同左]

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑩」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号若しくは第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑩」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑯」の各欄、連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和2年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受けける金額若しくは租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受けける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を

連結事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を各欄の上位に外書として記載すること。

【(2) 略】

(3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 欄中「(⑩の1) - (⑩の2)」とあるのは「((⑩の1) + (⑩の1の外書)) - ((⑩の2) + (⑩の2の外書))」として計算すること。

(4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑩」の欄 欄中「(⑪の1) - (⑪の2) + (⑪の3)」とあるのは、「((⑪の1) + (⑪の1の外書)) - ((⑪の2) + (⑪の2の外書)) + ((⑪の3) + (⑪の3の外書))」として計算すること。

5 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑧」の欄 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

【6～8 略】

9 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第六号様式別表五の六の三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 別紙二十一 挿入】

第六号様式別表六(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 別紙二十三 挿入】

、各欄の上位に外書として記載すること。連結申告法人にあつては令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等(同号イの前連結事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上位に外書として記載すること。

【(2) 同左】

(3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 欄中「(⑩の1) - (⑩の2)」とあるのは「((⑩の1) + (⑩の1の外書)) - ((⑩の2) + (⑩の2の外書))」として計算すること。

(4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑩」の欄 欄中「(⑪の1) - (⑪の2) + (⑪の3)」とあるのは、「((⑪の1) + (⑪の1の外書)) - ((⑪の2) + (⑪の2の外書)) + ((⑪の3) + (⑪の3の外書))」として計算すること。

5 租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項若しくは第8項(これらの規定を同条第19項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。)若しくは第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑧」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第20項(第2号に係る部分に限る。)又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)若しくは第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ若しくは第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号若しくは第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

【6～8 同左】

【新設】

【解説】

第六号様式別表六(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 別紙二十三 挿入】

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第2号
第4号
分に応じ、「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る。)と同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

様式別表第6号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表7記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

様式別表第7号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表8記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

様式別表第8号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

【(1)～(3) 略】

【2・3 略】

4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書(第6号様式(その2)又は第6号様式(その3))に添付する場合には、「法人名」の欄には法人

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第2号
第3号
分に応じ、「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る。)と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

様式別表第6号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表7記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

様式別表第7号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表8記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

様式別表第8号(田代ロキ建設業等) (様式別表)

【備考 留】

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

【(1)～(3) 同左】

【2・3 同左】

4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書(第6号様式(その2)又は第6号様式(その3))に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記する

課税信託の名称を併記すること。

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑧」とあるのは、「別表5⑨」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

(1) 租税特別措置法第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構

(2)・(3) [略]

(4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5) [略]

[7・8 略]

様式別表十（田保日本産業規整△4）（第5条関連）

〔様式 ⑨〕

第6号様式別表9の2記載要領

[1～4 略]

5 租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。
上

様式別表十（田保日本産業規整△4）（第5条関連）

〔様式 ⑩・⑪・⑫・⑬〕

第6号様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[(1)・(2) 略]

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損

こと。

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑧」とあるのは「別表5⑨」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

〔新設〕

(1)・(2) [同左]

(3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。）

(4) [同左]

[7・8 同左]

様式別表十（田保日本産業規整△4）（第5条関連）

〔様式 ⑩・⑪〕

第6号様式別表9の2記載要領

[1～4 同左]

〔新設〕

様式別表十（田保日本産業規整△4）（第5条関連）

〔様式 ⑩・⑪・⑫・⑬〕

第6号様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[(1)・(2) 同左]

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損

金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔(1)・(2) 略〕

3 「第1号」
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 } となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
〔5・6 略〕

様式別表第十一(田城日本産業規格△4)(第五条関係)
〔様式別表十一(田城)〕
第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
〔(1)・(2) 略〕

2 「第1号」
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 } となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
〔4〜7 略〕

様式別表十四(提出用)(田城日本産業規格△4・マニュアル)(第五条関係)
〔様式別表十四(提出用)〕
第6号様式別表十四(入力用)(用紙日本産業規格△4・マニュアル)(第五条関係)
〔様式別表三十一(提出用)〕
第6号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を

金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔(1)・(2) 同左〕

3 「第1号」
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 } となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
〔5・6 同左〕

様式別表第十一(田城日本産業規格△4)(第五条関係)
〔様式別表十一(田城)〕
第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
〔(1)・(2) 同左〕

2 「第1号」
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 } となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
〔4〜7 同左〕

様式別表十四(提出用)(田城日本産業規格△4・マニュアル)(第五条関係)
〔様式別表十四(提出用)〕
第6号様式別表十四(入力用)(用紙日本産業規格△4・マニュアル)(第五条関係)
〔様式別表三十一(提出用)〕
第6号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を

<p>行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に併せて提出すること。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第六号の三様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、<u>同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。</u>)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>[2～12 略]</p> <p>第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第六号の三様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第六号の三様式(その2) 記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、<u>同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。</u>)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>[2～12 略]</p> <p>第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 別紙三十三 挿入〕</p> <p>第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)</p>	<p>行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出すること。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 同十〕</p> <p>第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 同十〕</p> <p>第六号の三様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、<u>同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。</u>)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>[2～12 同左]</p> <p>第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 同十〕</p> <p>第六号の三様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)</p> <p>〔様式 同十〕</p> <p>第六号の三様式(その2) 記載要領</p> <p>1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、<u>同項第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。</u>)の法人税割額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>[2～12 同左]</p> <p>〔解説〕</p> <p>第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)</p>
--	--

【様式 留】
第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 留】

第七号様式記載要領

1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 （その2）の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

【(6) 略】

【5 略】

第七号の1様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 別紙三十五 導入】

第七号の1様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 別紙三十五 導入】

第七号の2様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提

【様式 留】

第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 留】

第七号様式記載要領

1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 同左】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 （その2）の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 同左】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

【(6) 同左】

【5 同左】

第七号の1様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 別紙三十四 導入】

第七号の1様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式 別紙三十四 導入】

第七号の2様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提

出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 略】

(3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) (甲)に規定する場合((ウ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(ウ) 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の適用事業年度(法第53条第39項に規定する適用事業年度をいう。(ウ)において同じ。)について同項の規定の適用を受ける場合((ウ)に規定するときを除く。)には、「⑨又は」を抹消すること。

(ウ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基つき「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

【(4)・(5) 略】

(6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑨」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(3) 略】

(4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(ウ) (ウ)に規定する場合((ウ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)・(2) 同左】

(3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が法第53条第39項の規定の適用を受ける場合には「⑨又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

【新設】

(ウ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基つき「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

【(4)・(5) 同左】

(6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑨」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(3) 同左】

(4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人が法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

【新設】

既に修正申告等があつた場合を除く。)には、「(5-1)又は1を抹消すること。」

- (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項の規定の適用を受けるとき(以下2において「既に修正申告等があつた場合」という。)は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(5-1)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があつた場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

- (2) 「税額控除超過額相当額(1-5)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄に記載に当たっては、次によること。

(イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があつた場合を除く。)には、「(1-5)又は1」を抹消すること。

(ロ) 既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(1-5)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があつた場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

- (3) 過去適用事業年度(法第53条第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(同条第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

3 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「税額控除不足額相当額(5-1)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄に記載に当たっては、次によること。

(イ) 通算法人の対象事業年度(法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。)について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(ロ)に規定する既に修正申告等があつた場合を除く。)には、「(5-1)又は1」を抹消すること。

(ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定

- (2) 「税額控除超過額相当額(1-5)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「(1-5)又は1」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

【新設】

【新設】

3 (その2)の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「税額控除不足額相当額(5-1)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(5-1)又は1」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

【新設】

の適用を受けるとき（以下3において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（(2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤-①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ウ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2) 「税額控除超過額相当額（①-⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄に記載に当たっては、次によること。

(イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(①-⑤)又は」を抹消すること。

(ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①-⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ウ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

(3) 過去適用事業年度（法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。）のこれらの規定に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

第七号の三様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

【様式 別紙四十三 挿入】

第七号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

(2) 「税額控除超過額相当額（①-⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(①-⑤)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

【新設】

【新設】

第七号の三様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

【様式 別紙四十二 挿入】

第七号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

[2～4 略]

第二十号様式(田経ロ本種業規格△4) (第三三条・第五條・第十條(一一)閣送)

【様式 田経四十五 挿入】

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。) 第6号の3様式(その2) (法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。) 若しくは第6号の3様式(その3) (法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 事業税

第1号	}	となつている箇所については、事業
第2号		
第3号		

 法第72条の2第1項第4号 第1号、第2号、第3号又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

[2～4 同左]

第二十号様式(田経ロ本種業規格△4) (第三三条・第五條・第十條(一一)閣送)

【様式 田経四十四 挿入】

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。) 若しくは第6号の3様式(その2) (法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合には、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 事業税

第1号	}	となつている箇所については、事業
第2号		
第3号		

 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 第1号、第2号、第3号又は「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

6 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。）が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

8 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

[9～13 略]
様十ホシニ選召（田塚田木廻業限登△ナ）（緑×米△田監送）

【選召 監】
第10号の2様式記載要領

[1～4 略]

5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。なお、「分割基準」の「修正前」の各欄は、各

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

6 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。）が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

8 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

[9～13 同左]
様十ホシニ選召（田塚田木廻業限登△ナ）（緑×米△田監送）

【選召 同左】
第10号の2様式記載要領

[1～4 同左]

5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。

和4年12月31日以後に終了する事業年度について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、記載を要しない。

[6 略]

第十号の三様式(田塚ロ本題業要領(イ)) (様式(ホ)照送)

「業名」「業種」「業態」

第十号の三様式記載要領

[1・2 略]

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事にあらかじめ第十号の二様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

[4 略]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一般を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。

[6 略]

「事業税

「法第72条の2第1項

第1号

第2号

第3号

第4号

に掲げる事業

となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2

号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

8 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人同一項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲

[6 同左]

第十号の三様式(田塚ロ本題業要領(イ)) (様式(ホ)照送)

「業名」「業種」「業態」

第十号の三様式記載要領

[1・2 同左]

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国の法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事にあらかじめ第十号の二様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

[4 同左]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

[6 同左]

「事業税

「法第72条の2第1項

第1号

第2号

第3号

に掲げる事業

となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2

号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

8 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の

づける事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

[11～13 略]

第十号の四様式（用紙日本産業規格△4）（第六条の五関係）

〔様式 別紙四十九 挿入〕

第十号の4様式記載要領

[1～4 略]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

請求をする場合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、各事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。））において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

[11～13 同左]

第十号の四様式（用紙日本産業規格△4）（第六条の五関係）

〔様式 別紙四十八 挿入〕

第十号の4様式記載要領

[1～4 同左]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

の金額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(14)付表）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10～12 略]

様式別表15 田（田業口本選業票44）（銀十米盟送）

【署名 監】

第20号様式別表2の4記載要領

[1 略]

2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「当初配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

[3～5 略]

様式別表16 田（田業口本選業票44）（銀十米盟送）

【署名 監】

第20号の4様式記載要領

[1～4 略]

5 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(2) 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の適用事業年度（法第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除く。）には、「⑩又は」を抹消すること。

額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6(8)付表）の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(9)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(12)付表）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10～12 同左]

様式別表15 田（田業口本選業票44）（銀十米盟送）

【署名 監】

第20号様式別表2の4記載要領

[1 同左]

2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

【新設】

[3～5 同左]

様式別表16 田（田業口本選業票44）（銀十米盟送）

【署名 監】

第20号の4様式記載要領

[1～4 同左]

5 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。）が法第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

【新設】

- (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

[6～8 略]

第十一号の四様式別表7（用紙日本産業規格A4）（第十巻附添）

〔様式 第五十三号 同一〕

第20号の4様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいひ、通算法人であつた法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第321条の8第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 「税額控除不足額相当額（⑤一①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象事業年度（法第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいふ。以下この記載要領において同じ。）について同条第44項の規定の適用を受ける場合（(2)に規定する既に修正申告等があつた場合を除く。）には、「(⑤一①)又は」を抹消すること。

(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第321条の8第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下この記載要領において「既に修正申告等があつた場合」といふ。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下この記載要領において「直近修正申告書等」といふ。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤一①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があつた場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

3 「税額控除超過額相当額（①一⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があつた場合を除く。）には、「(①一⑤)又は」を抹消すること。

(2) 既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①一⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

[6～8 同左]

第十一号の四様式別表7（用紙日本産業規格A4）（第十巻附添）

〔様式 第五十三号 同一〕

第20号の4様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいひ、通算法人であつた法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第321条の8第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 「税額控除不足額相当額（⑤一①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(⑤一①)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

[新設]

3 「税額控除超過額相当額（①一⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「(①一⑤)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

[新設]

<p>(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。</p> <p>4 過去適用事業年度（法第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（同条第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。</p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十号の二様式記載要領の改正規定、第十号の三様式記載要領の改正規定（同様式記載要領5及び10に係る部分に限る。）及び第十号の四様式記載要領の改正規定は、令和四年十二月三十一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七に規定する連結子法人の同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税に係るこの省令による改正後の地方税法施行規則第六号様式別表五の六の三の規定の適用については、同表記載要領中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の各規定には、当該規定に対応する令和二年所得税法等改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年所得税法等改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の規定を含むものとする。

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----------	------	------

受付印

令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・更正 決定・再算 による。	申告年月日 年 月 日
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな) 法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	兆 十億 百万 千 円	
	期末現在の 資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

業 税	摘 要	課 税 標 準	税率(100)	税 額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ て計算した法人税額	兆 十億 百万 千 円
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				①	
	所得金額総額 別表5③	28	兆 十億 百万 千 円		②	
	年400万円以下の金額	29	000	兆 十億 百万 千 円	00	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000		00	
	年800万円を超える 金額	31	000		00	
	計 29+30+31	32	000		00	
	軽減税率不適用法人 の金額	33	000		00	
	付加価値額総額	34				
	付加価値額	35	000	兆 十億 百万 千 円	00	
	資本金等の額総額	36				
	資本金等の額	37	000	兆 十億 百万 千 円	00	
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				12	
	収入金額総額	38	兆 十億 百万 千 円		13	00
	収入金額	39	000	兆 十億 百万 千 円	00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				15	
所得割	所得金額総額 別表5③	40	兆 十億 百万 千 円		16	00
	所得金額	41	000	兆 十億 百万 千 円	00	
付加価値割	付加価値額総額	42			17	
	付加価値額	43	000	兆 十億 百万 千 円	00	
資本割	資本金等の額総額	44			18	
	資本金等の額	45	000	兆 十億 百万 千 円	00	
収入割	収入金額総額	46			19	
	収入金額	47	000	兆 十億 百万 千 円	00	
付加価値割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				24	
	付加価値額総額	48	兆 十億 百万 千 円		25	
	付加価値額	49	000	兆 十億 百万 千 円	00	
	資本金等の額総額	50			26	
	資本金等の額	51	000	兆 十億 百万 千 円	00	
収入割	収入金額総額	52			27	
	収入金額	53	000	兆 十億 百万 千 円	00	
合計事業税額(22又は23)+35+37+39+41+43+45+47+49+51+53				54	00	
事業税の特定 寄附金税額控除額				55		
仮装経理に基づく 事業税額の控除額				56		
差引事業税額 55-56-57				57	00	
既に前付の確定した 当期分の事業税額				58	00	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額				59	00	
この申告により前付 すべき事業税額58-59				60	00	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))				61		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				62		
還 付 請 求 中 間 納 付 額				63		
決算確定の日						
解 散 の 日						
残余財産の最後の分配又は引渡しの日						
申告期限の延長の処分(承認)の有無				事業税 有・無 法人税 有・無		
法人税の申告書の種類				青色・その他		
この申告が中間申告の場合の計算期間						
翌期の中間申告の要否				要・否 国外関連者の有無 有・無		
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法				銀行 支店		
				口座番号(普通・当座)		

(道府県民税)

(第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙一」

署名
関与税理士

(電話)

(特別法人事業税)

		事業年度				法人名											
(事業税)	⑥の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦	兆	十億	百万	千	円	00		
		所得割	⑥	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
		資本割	⑥	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						同上に対する特別法人事業税額	⑧							00	
		所得割	⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
		資本割	⑧	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑨							00	
								同上に対する特別法人事業税額	⑩							00	
								付加価値割	⑩	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑩
								合計特別法人事業税額	⑪							00	
								資本割	⑪	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑪
		⑩のうち見込納付額						差引	⑫							00	
						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑬							00			
						差引特別法人事業税額	⑭					00					
						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑮					00					
						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑯					00					
						この申告により納付すべき特別法人事業税額	⑰					00					
⑰のうち見込納付額						差引	⑱							00			
						差引	⑲							00			

第6号様式（その3）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法

第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 13 事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉙」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉙」の欄の金額を記載すること。
- 14 事業税の「付加価値額総額㉚」又は「資本金等の額総額㉛」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉜」又は「課税標準となる資本金等の額㉝」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉚」又は「資本金等の額総額㉛」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉜」又は「課税標準となる資本金等の額㉝」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉚」又は「資本金等の額総額㉛」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉜」又は「課税標準となる資本金等の額㉝」

の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

- 15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 16 還付請求の「中間納付額㉕」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 17 事業税の「㉖のうち見込納付額㉖」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉗」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額㉙」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉚」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉛」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 20 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㉜」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉝」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㉞」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉟」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 22 特別法人事業税の「㉖のうち見込納付額㉖」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 25 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日 日

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	①	兆	十億	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	37	人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②			外国の事業に帰属する所得	期末の総従業者数	38	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③				外国から生ずる事業所得 (16+10)×37/38	39	円
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④				鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	40	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤				生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	41	
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥			鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	42		
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦			鉱物の掘採事業の所得 40×42/41	43		
小計	⑧			備考			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨						
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩						
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小計	⑮						
仮計 ①+⑧-⑮	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再仮計 ⑯-⑰	⑱						
非課税等所得	林業に係る所得	⑲					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳					
	社会保険等に係る医療の所得	㉑					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒					
小計	㉓						
所得金額差引計 ⑱-㉓	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計 ㉔-㉕-㉖	㉗						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟						
合計 ㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟	㊱						

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙二」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						外国人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③						期末の総従業員数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						外国から生ずる事業所得 (16+10)×37/38
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						生產品の収入金額又は生產品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額
小計	⑧						鉱物の掘採事業の所得 40×42/41
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨						備考
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩						
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小計	⑮						
仮計	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再仮計	⑱						
林業に係る所得	⑲						
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳						
社会保険等に係る医療の所得	㉑						
農事組合法人の農業に係る所得	㉒						
小計	㉓						
所得金額差引計	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計	㉗						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟						
合計	㊱						

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙三」

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）（別紙四）

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉔、別表5の2の3㉕若しくは 別表5の2の3㉖又は別表5の2の4㉗	⑮		
単年度損益 第6号様式㉘又は別表5㉙	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\frac{①}{④} \times 100$	⑱のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑱		%
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉚又は別表5の6の2㉛	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑		人	
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒		人	
			計 ⑳+㉑	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔ \times ㉑/㉓若しくは㉔ \times ㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 （法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③、別表5の2の3④若しくは別表5の2の3⑤	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑥⑧又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\left[\frac{⑰のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額}{⑰} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			%
雇除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\frac{⑰のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額}{⑰} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6③、別表5の6の2④又は別表5の6の3⑤	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ②又は②×②/③、②×②/④若しくは②×③/④	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ②⑥	当期中の減少額 ②⑦	当期中の増加額 ②⑧	差引期末現在の金額 ②⑨ (②⑥-②⑦+②⑧)
資本金等の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金等の額及び資本準備金 の額の合算	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3①	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5④	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	別表5の4②	②						付加価値額	①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料	別表5の5③	③													

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数		⑪					人
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑦	⑨					期末の総従業者数		⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮					円
	純支払利子	⑭							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯					
	純支払賃借料	⑰							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰					
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑳					
	純支払利子	⑱							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉑					
	純支払賃借料	⑲							鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	㉒					
鑛組法人の行業	報酬給与額	⑲							鉱物の掘採事業に係る純支払利子	㉓					
	純支払利子	⑳							鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料	㉔					
	純支払賃借料	㉑													
非課税事業計	報酬給与額	⑬+⑰+⑲													
	純支払利子	⑭+⑱+⑳													
	純支払賃借料	⑰+⑲+㉑													

4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	①-⑥-⑲	③③	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-㉔	③⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-⑳	③④													

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色)

(第五条関係)「別紙八」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ㉓
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
特定内国法人	⑬ 特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤
非課税事業を併せて行う法人	⑭ 国内における非課税事業に係る期末の従業員数
	⑮ 国内における事務所又は事業所の期末の従業員数

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭ 別表5の2下表1㉔
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮ 法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2
仮計	⑯ 法附則第9条第4項から第7項関係
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰ 月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑯-⑰)
資本準備金の額	⑱ 課税標準の特例に係る控除割合
仮計	⑲ 未収金の帳簿価額
⑰と⑲のいずれか大きい額	⑳ 総資産価額
	㉑ 課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑲)又は (⑰×㉒/㉓)

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉑
差引	㉒ ㉑-㉒
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓
控除額計	㉔ ㉒+㉓
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉕
期末の総従業員数	㉖
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	㉗ 国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数
	㉘ 国内における事務所又は事業所の期末の従業員数

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)「別紙十」

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額	⑩ ⑨×⑭/⑮
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ⑩
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
特定内国法人	⑬ 特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤ %
非課税事業を併せて行う法人	⑭ 国内における非課税事業に係る期末の従業員数 人
	⑮ 国内における事務所又は事業所の期末の従業員数

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑭ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑰	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
仮計	⑱ ⑮+⑰-⑯	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑱-⑲)	⑲ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳	課税標準の特例に係る控除割合	㉑
資本準備金の額	㉒	未収金の帳簿価額	㉒ 円
仮計	㉓ ⑳+㉒	総資産価額	㉓
⑱と㉓のいずれか大きい額	㉔	課税標準の特例に係る控除額 (㉓×㉑)又は(㉓×㉒/㉓)	㉔ 兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑ 人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒	期末の総従業員数	㉒
差引	㉓ ㉒-㉑	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉔	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉔ 人
控除額計	㉕ ㉒+㉔	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉕

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙十一]

第六号様式別表五の三(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)「別紙十二」

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末 従業者 の数	給与の額	備考
名称	所在地	人	円	
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	
個人型年金規約に基づく掛金	4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5		適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金	7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8		小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9				
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10				
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			

第六号様式別表五の三（提出用）
（用紙日本産業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）
〔別紙十三〕

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）
第1号
第3号
第4号

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末 従業者 の数	給与の額	備考
名称	所在地	人	円	
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	
個人型年金規約に基づく掛金	4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5		適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金	7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8		小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9				
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10				
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			

労働者派遣等に関する明細書

(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十四」

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者 (派遣元)		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者 (派遣先)		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

労働者派遣等に関する明細書
 (第1号
 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)
 第4号

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十五」

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者 (派遣元)		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者 (派遣先)		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事年	業度	令和 令和	年	月	日から 日まで

法人名	
-----	--

純支払利子に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

第六号様式別表五の四(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)「別紙十六」

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

純支払利子の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
----------------	-------------

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事 年	業 度	令和 令和	年	月	日から 日まで

法人名

純支払利子に関する明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

第六号様式別表五の四（提出用）
（用紙日本産業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）「別紙十七」

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

純支払利子の計算 (①-②) ③ 兆 十億 百万 千 円

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事年	業度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

法人名	
-----	--

純支払賃借料に関する明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

第六号様式別表五の五（提出用）
（用紙日本産業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）
〔別紙十八〕

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の支払賃借料	備 考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の受取賃借料	備 考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
-----------------	-------------

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事年	業度	令和 令和	年	月	日から 日まで

法人名					
-----	--	--	--	--	--

純支払賃借料に関する明細書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

第1号
第3号
第4号

第六号様式別表五の五（提出用）

（用紙日本産業規格A4・ローズ色）

（第五条関係）「別紙十九」

支払賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
		・	円	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

受取賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
		・	円	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
-----------------	-------------

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六(用紙日本産業規格A4)
 (第五条関係)「別紙」

新規雇用者給与等支給増加割合の計算			
新規雇用者給与等支給額 (12の1) - (12の2) + (12の3)	①	円	新規雇用者給与等支給増加額 ① - ② (マイナスの場合は0)
新規雇用者比較給与等支給額 ⑬	②		新規雇用者給与等支給増加割合 ③ / ② (②=0の場合は0)
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (11の1) - (11の2) (マイナスの場合は0)	⑤	円	調整雇用者給与等支給増加額 ⑥ - ⑦ (マイナスの場合は0)
調整雇用者給与等支給額 (10の1) - (10の2) (マイナスの場合は0)	⑥		控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑧のうち少ない金額
調整比較雇用者給与等支給額 ⑱	⑦		
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑩	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑪		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑫		円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度	⑬	・ ・	適用年度の月数 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑯		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑰		円
調整比較雇用者給与等支給額 (⑮の1) - (⑮の2) × ⑭ (マイナスの場合は0)	⑱	円	新規雇用者比較給与等支給額 (⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3) × ⑭ (マイナスの場合は0)
労働者派遣等をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉑又は(㉒×75%)のうち小さい額
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉑		控除対象額 ⑨ × ㉑ / (㉑ + ㉒)
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉒		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算			
⑥のうち所得等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉓ / ㉔	㉕	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数
⑥のうち収入金額等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉕ / ㉖	㉖		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数
控除対象額 ⑨ × ㉕ / ⑥、⑨ × ㉖ / ⑥ 又は⑨ × ㉖ / ⑥	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2①	㉘	円	雇用安定控除調整率 (㉘ - ㉙) / ㉘
雇用安定控除額 別表5の2②	㉙		付加価値額からの控除額 ⑨ × ㉘、②④ × ㉘ 又は②⑦ × ㉘

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六(用紙日本産業規格A4)
 (第五条関係)「別紙二」

新規雇用者給与等支給増加割合の計算			
新規雇用者給与等支給額 (12の1) - (12の2) + (12の3)	①	円 新規雇用者給与等支給増加額 ① - ② (マイナスの場合は0)	③ 円
新規雇用者比較給与等支給額 ⑬	②	新規雇用者給与等支給増加割合 ③ / ② (②=0の場合は0)	④
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (11の1) - (11の2) (マイナスの場合は0)	⑤	円 調整雇用者給与等支給増加額 ⑥ - ⑦ (マイナスの場合は0)	⑧ 円
調整雇用者給与等支給額 (10の1) - (10の2) (マイナスの場合は0)	⑥	控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑧のうち少ない金額	⑨
調整比較雇用者給与等支給額 ⑱	⑦		
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑩	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑪		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑫		円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度	⑬	・ ・	適用年度の月数 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑯		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑰		円
調整比較雇用者給与等支給額 (⑮の1) - (⑮の2) × ⑭ (マイナスの場合は0)	⑱	円	円 新規雇用者比較給与等支給額 (⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3) × ⑭ (マイナスの場合は0)
			⑲
労働者派遣等をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	⑳と(㉒×75%)のうち少ない金額
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉑		控除対象額 ⑨ × ㉑ / (㉑ + ㉓)
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉒		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算			
⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥ × ㉘ / ⑩	㉕	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数
⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥ × ㉙ / ⑩	㉖		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数
控除対象額 ⑨ × ㉕ / ⑥、⑨ × ㉖ / ⑥又は⑨ × ㉖ / ⑥	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
			⑳
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2①	㉓	円	雇用安定控除調整率 (㉓ - ㉔) / ㉓
雇用安定控除額 別表5の2②	㉔		付加価値額からの控除額 ⑨ × ㉓、②④ × ㉓又は②⑦ × ㉓
			⑳

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)
 第1号
 第3号
 第4号

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙二十一」

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人		
継続雇用者給与等支給増加割合の計算				
継続雇用者給与等支給額 (33の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④ - ⑤ (マイナスの場合は0)	⑥
継続雇用者比較給与等支給額 (33の2)又は(33の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥ / ⑤ (⑤=0の場合は0)	⑦
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算				
雇用者給与等支給額 ⑮	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑲	⑪
比較雇用者給与等支給額 ⑲	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ⑳	⑫
雇用者給与等支給増加額 ⑧ - ⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑪ - ⑫ (マイナスの場合は0)	⑬
			控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑬のうち少ない金額)	⑭
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑮	⑮	円	⑮のうち雇用安定助成金額 ⑰	⑱
		円	円	円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度又は 前連結事業年度 ⑲	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑲	円	⑲のうち雇用安定助成金額 ⑳	適用年度の月数 ⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ㉑
：	：	円	円	円
比較雇用者給与等支給額 (⑲ - ⑳ + ㉑) × ㉒ (マイナスの場合は0)			㉓	円
調整比較雇用者給与等支給額 (⑲ - ⑲) × ㉒ (マイナスの場合は0)			㉔	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等	前一年事業年度特定期間等
		1	2	3
事業年度等又は連結事業年度等 ⑲	⑲	円	円	円
継続雇用者に対する給与等の支給額 ⑳	⑳			
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 ㉑	㉑			
同上のうち雇用安定助成金額 ㉒	㉒			
差引 ㉓ - ㉑ + ㉒	㉓			
適用年度の月数 (⑲の3)の月数 ㉔	㉔			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉕又は(㉓×㉔)	㉕			円
労働者派遣等をした法人の計算				
報酬給与額 別表5の3⑮	⑳	円	㉑と(㉒×75%)のうち少ない金額	㉓
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑯	㉔		控除対象額 ⑳ × ㉓ / (㉓ + ㉔)	㉕
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑰	㉖			
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算				
⑪のうち所得等課税事業に係る額 又は⑪ × ㉗ / ㉘	㉗	円	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数	㉙
⑪のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑪ × ㉚ / ㉘	㉚		国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数	㉛
⑪のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑪ × ㉜ / ㉘	㉜		国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数	㉝
控除対象額 ㉙×㉛/㉜、㉚×㉛/㉜、㉜×㉛/㉜、 ㉚×㉛/㉜、㉜×㉛/㉜又は㉚×㉛/㉜	㉞		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	㉟
付加価値額から控除する額の計算				
報酬給与額 別表5の2①	㊱	円	雇用安定控除調整率 (㊱ - ㊲) / ㊱	㊳
雇用安定控除額 別表5の2②	㊲		付加価値額からの控除額 ⑳ × ㊳、㉓ × ㊳又は㉞ × ㊳	㊴

第6号様式別表5の6の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- 2 「

第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^④」から「付加価値額からの控除額^⑤」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 「適用可否^③」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

- (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数^②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

- (2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^①」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数^②」の数が1,000人未満である場合

- 5 「前事業年度又は前連結事業年度^⑩」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額^⑪」から「^⑫のうち雇用安定助成金額^⑬」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

- (2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑩の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ^⑭」の欄 欄中「^⑩の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結

- 事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「比較雇用者給与等支給額^㉕」の欄 欄中「^㉑−^㉒+^㉓」とあるのは、「(^㉑+ (^㉑の外書)) − (^㉒+ (^㉒の外書)) + (^㉓+ (^㉓の外書))」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額^㉖」の欄 欄中「^㉑−^㉒」とあるのは、「(^㉑+ (^㉑の外書)) − (^㉒+ (^㉒の外書))」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額^㉕」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額^㉖」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数とが同じ場合 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合 「継続雇用者に対する給与等の支給額^㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前事業年度等2」の各欄は、記載しないこと。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「事業年度等又は連結事業年度等^㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額^㉓」の「前事業年度等2」の欄には「差引^㉙」の「前事業年度等2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。
- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額^㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「^㉑のうち所得等課税事業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉕ ^㉚」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 10 「^㉑のうち収入金額等課税事業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉕ ^㉛」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 11 「^㉑のうち特定ガス供給業に係る額又は^㉑×^㉔／^㉕ ^㉜」の欄は、「調整雇用者給与等支給額^㉑」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下この記載要領におい

て「特定ガス供給業」という。)に係る額を記載すること。

12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名
----------	--------	--------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙二十三」

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
		差引計	①-②
		③	
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④	
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤	
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥	
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額	⑦	
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額	⑧	
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額	⑨	
	法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額	⑩	
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	
		⑪	

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)
第2号
第3号
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙二十四]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
		差引計	①-②
		③	
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④	
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤	
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥	
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額	⑦	
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額	⑧	
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額	⑨	
	法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額	⑩	
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	
		⑪	

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙二十五」

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額（⑦と⑧のうち少ない金額）	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等（②⑤の計）	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等（⑧－⑩）	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額（⑨－⑪）（マイナスの場合は0）	⑫	
	純評価益の額（④－⑤） （マイナスの場合は0）	⑥				
計（①＋②＋③＋⑥）	⑦					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額（⑬、⑲と⑳のうち少ない金額）	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等（⑮の計）	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等（⑲－㉒）	㉓	
	計（⑬＋⑭＋⑮＋⑯－⑰）	⑱		欠損金額等からしないものとする金額（㉑－㉓）（マイナスの場合は0）	㉔	

控除未済欠損金額等の調整			
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（⑫又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額	差引控除未済欠損金額等（㉕－㉖）
	②⑤	②⑥	②⑦
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙二十六」

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額（⑦と⑧のうち少ない金額）	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等（②⑤の計）	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等（⑧－⑩）	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額（⑨－⑪）（マイナスの場合は0）	⑫	
	純評価益の額（④－⑤） （マイナスの場合は0）	⑥				
計（①＋②＋③＋⑥）	⑦					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額（⑬、⑲と⑳のうち少ない金額）	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等（⑮の計）	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等（⑲－㉒）	㉓	
	計（⑬＋⑭＋⑮＋⑯－⑰）	⑱		欠損金額等からしないものとする金額（㉑－㉓）（マイナスの場合は0）	㉔	

控除未済欠損金額等の調整			
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（⑫又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額	差引控除未済欠損金額等（㉕－㉖）
	②⑤	②⑥	②⑦
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙二十七」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑧又は別表5⑳)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑧又は別表5⑳)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①+②+③)	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等(⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③－④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭－当該発生事業 年度前の⑮の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮－⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書
 (法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙二十八」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑧又は別表5⑳) - ⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑧又は別表5⑳)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		(この領域は斜線が入ります)			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑮の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

第六号様式別表十四 (提出用)

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額	
				兆
① 所得金額総額				
② 年400万円以下の金額	000		00	
③ 年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00	
④ 年800万円を超える金額	000		00	
計 ②+③+④	000		00	
⑥ 軽減税率不適用法人の金額	000		00	

2. 基準法人収入割額の計算

摘要	収入割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額	
				兆
⑦ 収入金額総額				
⑧ 収入金額	000		00	
⑨ 収入金額総額				
⑩ 収入金額	000		00	

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第五条関係)「別紙二十九」

法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業の所得割

法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業の収入割
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業の収入割

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額	
				兆
① 所得金額総額				
② 年400万円以下の金額	000		000	
③ 年400万円を超え年800万円以下の金額	000		000	
④ 年800万円を超える金額	000		000	
計 ②+③+④	000		000	
⑥ 軽減税率不適用法人の金額	000		000	

2. 基準法人収入割額の計算

摘要	収入割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額	
				兆
⑦ 収入金額総額				
⑧ 収入金額	000		000	
⑨ 収入金額総額				
⑩ 収入金額	000		000	
⑪ 収入金額総額				
⑫ 収入金額	000		000	

第六号様式別表十四 (提出用)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第五条関係)「別紙三十」



※処理事項	通信年月日 通信用印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
-------	---------------	----	------	-----	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業							
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳						00
特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑						00
予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)	㉒						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉔						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕						
道府県民税				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (36)の金額			
				①			
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$				②			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				③			
この申告により納付すべき法人税割額 (2)-③				④			
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数				⑤			
円 × $\frac{⑤}{12}$				⑥			
この申告により納付すべき道府県民税額 (4)+⑥				⑦			
この申告の期間				.			
前事業年度又は前連結事業年度の期間				.			
通算親法人の事業年度の期間				.			
備考							
関与税理士署名				(電話)			

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙三十三」

事業年度又は
連結事業年度

・ ・

・ ・

法人名

第六号の三様式(その3) 次葉(用紙日本産業規格A4・草色) (第二条・第五条・第十条の二関係)

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細										
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					法人税割額										
所得割	所得金額総額	③7	兆	十億	百万	千	円	②6	兆	十億	百万	千	円		
	所得金額	③8						②7							
付加価値割	付加価値額総額	③9						②8							
	付加価値額	④0						②9							
資本金割	資本金等の額総額	④1						③0							
	資本金等の額	④2						③1							
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					外国の法人税等の額の控除額										
収入割	収入金額総額	④3	兆	十億	百万	千	円	③2							
	収入金額	④4						③3							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額										
所得割	所得金額総額	④5	兆	十億	百万	千	円	③4							
	所得金額	④6						③5							
付加価値割	付加価値額総額	④7						③6							
	付加価値額	④8						③7							
資本金割	資本金等の額総額	④9						③8							
	資本金等の額	⑤0						③9							
収入割	収入金額総額	⑤1						④0							
	収入金額	⑤2						④1							
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					合計特別法人事業税額の明細										
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆	十億	百万	千	円	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆	十億	百万	千	円	
	付加価値額	⑤4						同に対する特別法人事業税額 (75× / 100)	⑦6				0.0		
資本金割	資本金等の額総額	⑤5						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦7				0.0		
	資本金等の額	⑤6						同に対する特別法人事業税額 (77× / 100)	⑦8				0.0		
収入割	収入金額総額	⑤7						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦9				0.0		
	収入金額	⑤8						同に対する特別法人事業税額 (79× / 100)	⑧0				0.0		
付加価値割	付加価値額総額	⑤9						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧1				0.0		
	付加価値額	⑥0						同に対する特別法人事業税額 (81× / 100)	⑧2				0.0		
資本金割	資本金等の額総額	⑥1						合計特別法人事業税額 (76+78+80+82)	⑧3						
	資本金等の額	⑥2						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	⑧4						
収入割	収入金額総額	⑥3						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧5						
	収入金額	⑥4						納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6						
合計事業税額 ⑧+⑩+⑫+⑭+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑					⑤9										
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥0										
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥1										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥2										
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2					⑥3										
⑥3の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
	所得割	⑥4	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥5	兆	十億	百万	千	円	
	資本金割	⑥6						収入割	⑥7						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
	所得割	⑥8	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥9	兆	十億	百万	千	円	
	資本金割	⑦0						収入割	⑦1						
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業														
								付加価値割	⑦2	兆	十億	百万	千	円	
	資本金割	⑦3	兆	十億	百万	千	円	収入割	⑦4						

第6号の3様式（その3）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 $\left[\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{2}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「所得割額 $\left[\textcircled{6} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{9}$ 」から「収入割額 $\left[\textcircled{7} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{19}$ 」まで及び「特別法人事業税額 $\left[\textcircled{20} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$ $\textcircled{20}$ 」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑤」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮-⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・ ・			
	計 ①+② ③		・ ・			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・ ・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		・ ・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・ ・			
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・ ・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		・ ・				
法第53条第41項により控除できる 金額(別表7(その1)の⑧) ⑫			当期分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは 第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑬				円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑬若しくは (⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は㉒) ⑭			計 ⑮			

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに控 除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち 少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑳	㉑

第七号の二様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙三十四」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十五」

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑰ (⑮-⑯)	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	円	円	/	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②		・ ・				
	計 ①+② ③		・ ・				円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・ ・				
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・ ・				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・				
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の㉑) ⑦		・ ・				
	計 ⑥+⑦ ⑧		・ ・				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・ ・				
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・ ・					
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		・ ・					
法第53条第42項により控除できる金額 (別表7(その1)の⑧) ⑫			当期分	/	/		
当期分として算定した法人税割額 ⑳又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ ⑬			計 ㉑	円	円		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 ㉒若しくは(⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は㉑ ⑭							

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は 補正後の従業者数	控除すべき 外国税額等 ⑱	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち少ない額) ⑳
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十六」

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細				
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰ ⑱	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			円	円			
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	道府県税		/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	市町村民税			
	計 ①+② ③		・	道府県税			円
当期分 の控除 外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	道府県税			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・	市町村民税			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	道府県税			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	市町村民税			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)	・	道府県税			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		・	市町村民税			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・	道府県税			
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計	道府県税			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	(イ) (ロ)	市町村民税				
法第53条第41項及び第321条の8第41項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑳) ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道府県税	/	/		
当期分として算定した法人税割額 (㉑若しくは㉒又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩ 若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑭		翌期繰越額計	道府県税	/	/		
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は㉓及び㉔) ⑮			市町村民税	/	/		

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑲ 又は⑳のうち 少ない額) ㉑	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等(㉒ 又は㉓のうち 少ない額) ㉔
				⑲	⑳	㉑		㉒	㉓	㉔
特 別 区 以 外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小	計		㉕				㉖		
特別区				㉗((⑲(イ)+⑲(ロ)+ ⑲(イ))-㉕)				㉘((⑲(ロ)+⑲(ロ)+ ⑲(ロ))-㉕)		
合	計		㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞	
				控除未済繰 越額 ㉙-㉛ ㉟						
							控除未済繰 越額 ㉜-㉞ ㊱			

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十七」

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰ ⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算				円	円	
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	道府県税		/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	市町村税		
	計 ①+② ③		・	道府県税		
当期分 の 控除 外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	道府県税		
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・	市町村税		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	道府県税		
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	市町村税		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		・	市町村税		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計	道府県税		
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	(イ) (ロ)	市町村税			
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道府県税	/	/	
当期分として算定した法人税割額(⑩若しくは ⑬又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦ -⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑭		翌期繰越額計	道府県税	/	/	
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑩+⑫+⑬) のうち少ない額又は⑮及び⑯) ⑮			市町村税	/	/	

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等(⑳ 又は㉑のうち 少ない額) ㉒
				⑰	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲
特 別 区 以 外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小	計		⑲				⑲		
特別区				⑲((⑰(イ)+⑱(イ)+ ⑳(イ))-㉑)				⑲((⑰(ロ)+⑱(ロ)+ ⑳(ロ))-㉑)		
合	計		⑲	⑳	㉑		㉒	㉓	㉔	
				控除未済繰 越額 ⑲-㉑ ㉕						
							控除未済繰 越額 ㉒-㉔ ㉖			

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その1）

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------	--------	--------	---------	--

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十九」

過去適用事業年度	過去当初申告税額 控除額 （過去適用事業年 度の第7号の2様式 （その1）の⑩）	税額控除額 （過去適用事業 年度の第7号の2 様式（その1）の ⑨）	②につき法第53 条第43項により 対象前各事業年 度の法人税割額 に加算した金額	②につき法第53条 第42項により対象 前各事業年度の法 人税割額から控除 した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相 当額 （⑤-①）又は当 初申告税額控除不 足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額 相当額 （①-⑤）又は 当初申告税額控 除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計						⑧	⑨
各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細							
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無			
事務所又は事業所				従業員数又は補 正後の従業員数	各道府県ごとに 加算する税額控 除超過額相当額		
名 称	所 在 地				⑩	円	
				人			
合 計							

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑪)	税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩)	②につき法第53条第42項及び第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第41項及び第321条の8第41項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計						⑧ (イ) (ロ)	⑨ (イ) (ロ)

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無		政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額		従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額	
名称	所在地		⑩	円		⑪	円
特別区以外		人			人		
	小計			⑫		⑬	
特別区			⑨(イ)-⑫			⑨(ロ)-⑬	
合計							

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙四十〕

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙四十一」

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑪)	税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩)	②につき法第53条第43項及び第321条の8第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第42項及び第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計						⑧ (イ) (ロ)	⑨ (イ) (ロ)

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無		政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額		
名称	所在地					⑩	⑪
特別区以外		人	円	人	円		
	小計		⑫		⑬		
特別区			⑨(イ)-⑫		⑨(ロ)-⑬		
合計							

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係「別紙四十二」)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ) ⑦		円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ) ⑫		円
控除額 ⑦×20/100 ⑧			控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰ ⑬		
控除対象事業税額 第6号様式⑩又は第6号様式(その2)⑭	00		東京都に申告する 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑭		
税額控除上限額 ⑨×20/100 ⑩			控除額 ⑭×40/100 ⑮		
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 ⑪			市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ) ⑯		
			控除額 ⑯×5.7/100 ⑰		
			控除対象法人税割額 (第6号様式⑰又は第6号様式(その2)⑰)-第6号の2様式⑱		
			税額控除上限額 ⑱×20/100 ⑲		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 ⑳		

(東京都の場合)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
------------------	---	---	-----	--

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) 「別紙四十三」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20/100	⑧		控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑩、 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	⑨	00	東京都に申告する 場合の⑬の計算	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×40/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×5.7/100	⑰	
			控除対象法人税割額(第6号様式⑦、第6号様式(その2)⑦ 又は第6号様式(その3)⑦)-第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その2)							事業年度又は 連結事業年度	・	・
事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び 所在地	分割 基準 (単位 =)	分割課税標準額							分割 基準 (単位 =人)	分割 課税 標準額 (21)
		年400万 円以下の 所得金額 (14)	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年400 万円を超える 所得金額 (15)	年800万円 を超える所得 金額又は 軽減税率不 適用法人の 所得金額 (16)	計 (14)+(15)+(16) (17)	付加 価値額 (18)	資本金 等の額 (19)	収 入 金 額 (20)		
	()	円	円	円	円	円	円	円		円
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
合計										

第十号様式(その2)
(用紙日本産業規格A4)
(第三条・第五条・第十条の二関係)

更正請求書

受付印

令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日			
		通信日付印	確認		
所在地及び電話番号		(電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。					
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで			
摘 要		更正の請求前		更正の請求後	
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円		円	
	税 額 等				
事業税 <small>法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業</small>	課 税 標 準 等	所 得 等			
		付 加 価 値 額			
		資 本 金 等 の 額			
		収 入 金 額			
	欠 損 金 額 等				
税 額 等					
特別法人 事 業 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額			
		基 準 法 人 収 入 割 額			
	税 額 等				
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	. . .		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	. . .		
		第2号の更正・決定等のあった日	. . .		
		第3号の政令で定める理由の生じた日	. . .		
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日	. . .		
法第72条の33の更正の請求 の場合		修正申告書の提出日	. . .		
		更正・決定の通知を受けた日	. . .		
		国の税務官署の更正・決定の通知日	. . .		
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項					
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)			
関与税理士署名		(電話)			

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) 「別紙四十六」

更正請求書

受付印

令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日				
殿		通信日付印	確認			
所在地及び電話番号		(電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名						
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで				
摘 要		更正の請求前		更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円		円		
	税 額 等					
事業税 <small>法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業</small>	課 税 標 準 等	所 得 等				
		付 加 価 値 額				
		資 本 金 等 の 額				
		収 入 金 額				
	欠 損 金 額 等					
税 額 等						
特別法人 事 業 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額				
		基 準 法 人 収 入 割 額				
税 額 等						
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限		. . .		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日		. . .		
		第2号の更正・決定等のあった日		. . .		
		第3号の政令で定める理由の生じた日		. . .		
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日		. . .		
法第72条の33の更正の請求 の場合		修正申告書の提出日		. . .		
		更正・決定の通知を受けた日		. . .		
		国の税務官署の更正・決定の通知日		. . .		
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)				
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)				
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)				
関 与 税 理 士 署 名		(電話)				

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) 「別紙四十七」

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
			通 信 日 付 印	確 認			
	殿						
所在地及び電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名							
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	. . . から . . . まで						
摘 要	更 正 の 請 求 前			更 正 の 請 求 後			
課 税 標 準 等	円			円			
税 額 等							
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法 定 納 期 限			. . .			
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第1号の判決等の確定日			. . .			
	第2号の更正・決定等のあった日			. . .			
	第3号の政令で定める理由の生じた日			. . .			
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国の税務官署の更正の通知日			. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関 与 税 理 士 署 名	(電話)						

第十号の四様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙四十八]

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
			通 信 日 付 印	確 認			
	殿						
所在地及び電話番号	(電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名							
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	. . から . . まで						
摘 要	更 正 の 請 求 前			更 正 の 請 求 後			
課 税 標 準 等	円			円			
税 額 等							
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法 定 納 期 限			. .			
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日			. .			
	第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日			. .			
	第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日			. .			
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日			. .			
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	(電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関 与 税 理 士 署 名	(電話)						

第十号の四様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙四十九]

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑮-⑭ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	円	円	/
	計 ①+②	③		・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫		・				
法第321条の8第41項により 控除できる金額 (別表7の⑧)	⑬			当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-(⑦+⑧-⑨))	⑭			計	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は㉓)	⑮						

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑰又は⑱ のうち少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑳	㉑

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) 「別紙五十」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細					
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算								
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑮-⑭	⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	・	円	円	/
	計 ①+②	③		・	・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・	・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・	・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・	・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・	・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・	・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・	・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・	・			
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		・	・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫		・	・				
法第321条の8第42項により 控除できる金額 (別表7の⑧)	⑬		当期分		/	/		
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-(⑦+⑧-⑨))	⑭		計		円	円		
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは ⑪+⑫+⑬のうち少ない額又は㉓)	⑮							

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑰又は⑱ のうち少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑳	㉑

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) 「別紙五十一」

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------	--------	--------	---------	--

過去適用事業年度	過去当初申告税額 控除額 (過去適用事業年 度の第20号の4様 式の⑩)	税額控除額 (過去適用事業 年度の第20号の 4様式の⑩)	②につき法第 321条の8第42 項により対象前 各事業年度の法 人税割額に加算 した金額	②につき法第321 条の8第41項に より対象前各事業 年度の法人税割額 から控除した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相 当額 (⑤-①)又は当 初申告税額控除不 足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額 相当額 (①-⑤)又は 当初申告税額控 除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計						⑧	⑨

各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	
事務所又は事業所		従業員数又は補 正後の従業員数	各市町村ごとに 加算する税額控 除超過額相当額
名称	所在地		
		人	⑩ 円
合	計		

第二十号の四様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)「別紙五十二」

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）「別紙五十三」

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第20号の4様式の⑩)	税額控除額 (過去適用事業年度の第20号の4様式の⑪)	②につき法第321条の8第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計						⑧	⑨
各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細							
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無			
事務所又は事業所				従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額		
名称	所在地				⑩	円	
				人			
合	計						